政令第二百三十五号

原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（輸出貿易管理令の一部改正）

第一条　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二〇の項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（有線電気通信法施行令の一部改正）

第二条　有線電気通信法施行令（昭和二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第三十九条第一項の規定に基づく経済産業省令」を「第三十九条第一項の規定に基づく主務省令」に、「経済産業大臣」を「同法第百十三条の二第一項に規定する主務大臣」に改める。

（原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令の一部改正）

第三条　原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令（昭和三十一年政令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力委員会設置法施行令

目次、第一章の章名及び第二章を削る。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第四条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第三条」に、「第三条―第十条」を「第四条―第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十二条を削る。

第十一条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第十二条とする。

第二章中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第八条とする。

第六条第二項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「、その工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削り、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条を第五条とする。

第三条第二項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「、指定を受けようとする工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して」を削り、同条を第四条とする。

第一章中第二条を第三条とする。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項」を「法第二条第六項」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（研究開発段階にある原子炉）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するものとする。

一　高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

第十三条第二項中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十四条中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十五条中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十六条中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「国土交通省令」を「原子力規制委員会規則」に、「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十条中「第十条の」を「第十一条の」に、「第十条第二号」を「第十一条第二号」に改める。

第四章中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第五章（第五十七条を除く。）中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第四十八条の表第一号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第六十条第一項中「文部科学省の原子力施設検査官の定数は十九人とし、経済産業省の」を削り、「五十七人」を「七十六人」に改め、同条第二項中「文部科学省の原子力保安検査官の定数は五十九人とし、経済産業省の」を削り、「百六十三人」を「二百二十二人」に改め、同条第三項中「文部科学省の核物質防護検査官の定数は十五人とし、経済産業省の」を削り、「二十五人」を「四十人」に改め、同条第四項中「文部科学省の原子力施設検査官は原子炉施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄物管理施設又は使用施設等」に改め、「それぞれ」を削り、同条第五項中「文部科学省の原子力保安検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。以下この項において同じ。）並びに原子炉施設又は使用施設等の構造及び性能について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄事業者が講ずべき保安のために必要な措置」を「、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）」に、「又は廃棄物管理施設」を「、廃棄物管理施設又は使用施設等」に改め、「それぞれ」を削り、同条第六項中「文部科学省の核物質防護検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、経済産業省の」を削り、「又は廃棄事業者」を「、廃棄事業者又は使用者」に改め、「それぞれ」を削る。

第六十二条第一項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第八項」に改め、同項第一号中「法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するもの」を「発電用原子炉以外の原子炉（船舶に設置する原子炉を除く。）」に改め、同項第二号中「法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するもの」を「発電用原子炉」に改め、同項第三号中「実用発電用原子炉若しくは法第二十三条第一項第四号に掲げる」を「船舶に設置する」に改め、「実用船舶用原子炉に係る原子炉設置者若しくは」を削り、同項第八号中「第四十三条」を「第六十一条の三第一項」に、「命令」を「許可（国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第四十三条の三の二第三項」の下に「若しくは第五十七条の六第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に「若しくは第五十七条の七第四項」を加え、「経済産業大臣又は国土交通大臣が行う」を「法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、発電用原子炉以外の原子炉に係る」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第二十二条の八第三項」の下に「、第四十三条の三の二第三項」を、「第二十二条の九第五項」の下に「、第四十三条の三の三第四項」を、「確認」の下に「（法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、発電用原子炉に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　法第五十五条第二項の規定による届出の受理

六　法第六十一条の五又は第六十一条の九の二第一項若しくは第三項の規定による届出（国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。）の受理